

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく
特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価（案）に対する意見

2025年1月20日

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室
パブリックコメント御担当 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。 _

関係者各位のご尽力で、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「透明化法」）に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価（案）が取りまとめられたことに感謝申し上げます。

アプリストア分野に関して、以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願い申し上げます。 _

総論

本評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された定期報告書等の内容、デジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた情報、その他アンケート調査等の情報を分析するとともに、「モニタリング会合」を通じて、学識経験者や関係者の意見を聴取することで、網羅的、体系的にデジタルプラットフォームの利用に関する論点が明らかになり改善方針が示されたことは、大きな前進であり賛同する。評価にあたって経済産業大臣の評価が具体的に明記されたことは、経年的な施策である透明化法の運用において継続的な改善が促進されることが期待される。また、「透明化法」においてプラットフォーム提供者に義務付けられる責任が実質各パブリッシャーに転嫁されることがないように、プラットフォーム提供者に対する取り組みとして適切に管理運用いただきたい。

昨年度強制力のある取り組みとして明記された「モバイル・エコシステム（スマートフォンにおける OS を基盤とするアプリ等の市場）については、競争環境の評価に関するデジタル市場競争会議最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討する。」という方針に沿って、令和6年6月12日「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(以下「スマホソフトウェア競争促進法」)」が成立し

た。本年12月には、スマホソフトウェア競争促進法が施行されることで、アプリストア分野に関しては透明化法の規律が移行される予定であるため、公正取引委員会とは十分なコミュニケーションをとっていただき、これまでの透明化法に基づく経済産業省大臣による評価等の知見・経験が適正に移管されて実効性ある法規制となるようにご尽力いただくようお願いする。また、アプリ事業者団体としては、欧州・米国など諸外国で同様の法規制が履行されている状況で、日本が不利な条件とならない法運用の実現を希望する。

以下、個別論点について提案と意見を提出する。

2. 提供条件等の開示

2-1. 提供条件の開示内容の改善

主要な事項を開示する事を義務付けているというのは大変望ましいと考える。

一方で、P.9・10でAppleから説明されている通り、「独占初公開」のものはTodayページでの掲載対象として検討する旨が記載されており、「独占初公開の新作、新着アプリ、定番アプリの新しい一面、「今日のアプリ」、「今日のゲーム」などについて特集が組まれます。」という記載がある事で、デベロッパーは「Google等のプラットフォームよりApp StoreやiOS向けに独占的な対応をしてくれれば優遇する」ということを実質強いられることになる。デベロッパーが過度な圧力を感じないように「アプリストア上での表示決定要素に、独占初公開といった要素を要求しない。」ようにデジタルプラットフォーム提供社に求めて頂くことを希望する。

3. 利用事業者との相互理解を促進する取組み

3-1. 審査・エンフォースメントについて

3-1-1. 拒絶措置（アカウント停止・アプリ削除措置等）の手續

アカウント停止に関しては、透明化法により 30 日前の事前告知が求められているが、例外適用を理由とする事前通知なしのアカウント停止や、アプリ削除に関して十分な理由の開示がされない等の課題が挙げられている。

それらの開示の方法は、その開示の相手方にとって明確かつ平易な表現を用いて記載しなければならない（省令第8条第1項）とされているが、違反事由に関して、十分な説明がないため改善する意思があっても対応することができないという事例が常態化している。

スマホソフトウェア競争促進法への移管にあたっては、アプリ事業者が改善に必要な範囲での説明責任とともに、拒絶措置の履行にあたっては、必要性を達成できる範囲でより制限的でない他の代替手段によって行うことを法規制とするように要望する。

3-1-2. アプリ審査

アプリ審査に関しては、アプリ事業者から審査員による判断のバラツキをはじめ様々な課題が指摘されている。これは曖昧な基準を起因とするものとともに、基準等の提供条件の改定をとまなわぬ、審査における解釈の変更（審査が通ったアプリと同様な内容でもリジェクトされる等）が常態化しているのではとの懸念が喧伝されている。これはアプリ審査の公平性・公正性を阻害するとともに、透明化法における提供条件変更における事前告知義務を潜脱することにもつながるため十分な注視が必要であると考え。

また、これまで主張してきた意見と同様であるが、「アプリ審査の予見可能性」に関して、アプリ事業者からは事前審査の要望が寄せられている。

現在、アプリの高度化等により開発費等のコストは高騰しており、ベータテストを実施する前段階として開発投資の是非等の事業判断を行う段階で、何らかガイドラインの抽象性を補完するような仕組みにより予見可能性が担保されないと、イノベーションを促進するための先進的なアプリの開発に挑戦することが困難になりつつある。この状況は、双方にとって望ましいことでないと考えられるため、認識のギャップを埋めるための継続的な取り組みから改善に向けての早急な対応が必要であると考ええる。